

全国高等専修学校協会会員校

理事長・学校長 殿

全国高等専修学校協会
会長 清水 信一

公
印
省
略

全国高等専修学校協会
令和5年度生徒表彰について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成17年度より全国の高等専修学校で学ぶ、学業やスポーツ大会等で優秀な成績を収めた生徒達を評価し、奨励のため、本会より規定に基づき表彰することとしております。

つきましては、本年度も受付を開始いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、表彰生徒の推薦方法は、ウェブサイト申請フォームへの登録とさせていただきます。

詳細は、裏面の表彰規程をご覧ください、下記 URL にアクセスいただきまして、ウェブ記載の事務手続きを合わせてご確認ください。

【ご登録フォーム URL】 <https://forms.gle/MtqHf4xw1iT9JBp86>



※受付期間は該当年度の1月16日までとします。その他手続きは上記ウェブサイト申請フォームにアクセス頂き、記載事項をご覧ください。

また、申請フォームは、「全国高等専修学校協会」ウェブサイトにおける『協会のニュース・トピックス』欄からもご確認ください。

【お問い合わせ】

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館11階
全国高等専修学校協会 (Tel) 03-3230-4814 (E-mail) taguchi@sgec.or.jp

全国高等専修学校協会 生徒表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、本協会が行う生徒表彰に関する事項を定める。

(表彰対象者)

第2条 本協会会員校である高等専修学校(専修学校高等課程)を卒業する生徒とする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 会長賞
- (2) スポーツ奨励賞

(会長賞表彰基準)

第4条 在学中、高等専修学校の生徒として、学業に優れ、特に職業教育の分野においては成績が優秀であり、また高等専修学校の生徒としての自覚を持ち、他の模範となる生徒とする。

(スポーツ奨励賞表彰基準)

第5条 本協会が主催する全国高等専修学校体育大会において顕著な成績を収めた者で、日々の練習に精励するとともに、高等専修学校生として自覚を持った生活を送った生徒とする。

(推薦人数)

第6条 会長賞、スポーツ奨励賞はいずれも、1校1名とする。ただし、会長賞については、複数分野を設置する学校にあつては、分野毎に1名推薦することができる。

(贈呈の方法)

第7条 原則として、各学校の卒業式において、賞状の贈呈をもって行うものとする。

(推薦方法)

第8条 本協会所定の書式に必要事項を記入し、贈呈予定日3週間前までに、事務局に送付するものとする。

(承認)

第9条 推薦の承認に当たっては会長がこれを許可し、申請校へは賞状の発送をもってこれを承認されたこととする。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、理事会において出席理事の過半数の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成17年12月6日から施行する。